

令和3年度公共交通需要回復緊急支援事業の実施について

令和3年6月29日
根室市総合政策部

「根室市新型コロナウイルス関連緊急経済対策展開計画(第9版)」に基づき、市内公共交通事業者に対して、公共交通需要回復緊急支援事業補助金を交付することとし、その概要は以下のとおり。

記

1 事業名称

公共交通需要回復緊急支援事業(第2弾)

2 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けている市内公共交通の需要回復を促すため、市民を始め市内公共交通利用客を対象として前払い式プレミアム付き乗車回数券等の発行に取り組む交通事業者に対し、緊急的な支援として所要の費用を補助する。

また、コロナ禍における交通弱者等の移動手段を確保するため、夜間・早朝運行等を維持する交通事業者に対し、緊急的な支援として所要の費用を補助する。

3 補助対象事業者

根室交通株式会社及び根室ハイヤー組合

4 補助要件

補助対象事業者自らが要綱等を定め、令和3年9月から令和4年3月までの間において、前払い式プレミアム付き乗車回数券等を発行する事業(以下「回数券等発行事業」という。)、並びに夜間・早朝ハイヤーを運行する事業(以下「夜間等運行事業」という。)を立案し実施すること。

5 用語の定義

(1) 公共交通事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)のほか、公安委員会が認定し、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態を行う事業者をいう。

(2) 取扱事業者

根室交通株式会社又は根室ハイヤー組合が実施する回数券等発行事業並びに夜間等運行事業に参加し、旅客運送サービス等を提供する事業者をいう。

参考/令和2年度事業における取扱事業者

○根室交通株式会社(計2社)

バス事業者2社

○根室ハイヤー組合(計8社)

ハイヤー事業者3社、介護タクシー事業者2社、
運転代行事業者3社

6 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる額を上限とする。

補助対象事業者	回数券等 発行事業	夜間等 運行事業	事務経費	合計額
根室交通株式会社	11,000 千円	－ 千円	1,100 千円	12,100 千円
根室ハイヤー組合	13,600 千円	3,000 千円	1,300 千円	17,900 千円
計	24,600 千円	3,000 千円	2,400 千円	30,000 千円

7 補助事業の内容・規模

- (1) 回数券等発行総額 73,800 千円（通常発行額 49,200 千円×150%）
- (2) 割増率 50%
- (3) 補助金額 30,000 千円（うち回数券等発行事業 24,600 千円）
- (4) 販売期間 令和3年9月から令和4年3月まで
- (5) 利用期間 発行の日から6か月間以内
- (6) 取扱事業者数 計10事業者
- (7) その他 「夜間等運行事業」に係る補助金の額は、ハイヤー3事業者のうち1事業者当たり1,000千円を上限とする。

8 予算措置等

- (1) 予算要求額 30,000 千円
- (2) 財源措置 「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」（6,442 千円）及び「根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金」（23,558 千円）を活用

9 参考事項

「令和2年度公共交通需要回復緊急支援事業（第1弾）」における実績は以下のとおり。

- (1) 回数券等発行総額 97,612 千円
- (2) 割増率 30%
- (3) 補助金額 26,762 千円（うち回数券等発行事業 22,633 千円）
- (4) 販売期間 令和2年8月から令和3年3月まで
- (5) 利用期間 発行の日から6か月間以内
- (6) 取扱事業者数 計10事業者

10 その他

本件に関する問合せは総合政策部まで

(了)